

一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等や異業種グループが、大学等と共同で行う新製品又は新サービス等の研究開発の経費に対し補助金を交付することにより、新製品や新サービスの開発、新事業の展開及びブランド化を促進し、地域産業の活性化及びブランド力の強化を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、一般財団法人飛騨高山大学連携センター（以下、「当法人」という。）は、高山市及び金融機関との連携に努めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受ける事業を行う者を除く。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会で市内に事業所を設置しているものをいう。
- (2) 大学等 大学、短期大学、高等専門学校、国公立試験研究機関、独立行政法人の試験研究機関、及び異なる大学の大学生同士の連携により組織されるグループで、当法人が関与するものをいう。
- (3) 異業種グループ 新製品又は新サービスの研究開発を目的として異業種で組織されるグループで、活動の内容や役割分担等に関する会則を定めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市税の滞納がある者及び高山市暴力団排除条例（平成24年高山市条例第2号）に規定する暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者については対象としない。

- (1) 市内で引き続き1年以上同一の事業を営む市内中小企業者等
- (2) 前号の要件に該当する市内中小企業者等が含まれる異業種グループ

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第1号に規定する者が大学等と契約し共同で実施する研究開発（以下「共同研究開発」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新製品又は新サービスに関する研究開発
 - (2) 製造又は生産方法に関する研究開発
 - (3) その他理事長が特に必要と認めた研究開発
- 2 共同研究開発は、原則として製品の製造又はサービスの開発を市内で行い、市内中小企業者等の活性化につながるもので、製品化等が見込めるもの又はこれに準ずるものとする。
- 3 共同研究開発においては、原則として主要な原材料は市内で生産されたものを用いるものとする。ただし、市内で主要な原材料の調達が困難な場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業に係る経費のうち、別表に掲げる経費であって、理事長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、国、県その他の団体から補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を控除した額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、200万円を限度とする。

2 複数年にわたる補助事業（以下「継続事業」という。）を実施する場合の補助の対象となる期間は3年を限度とし、補助金の額は補助の対象となる期間内の合計で200万円を限度とする。

3 継続事業を実施する場合の各年度における補助金の額は、それぞれの補助対象経費の2分の1以内の額とし、事業計画等により期間内の合計額を各年度に配分するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 収支予算書（別記様式第3号）

(3) 大学等又は異業種グループの構成員間との契約書の写し又はそれに代わるもの（以下「契約書等」という。）

(4) 企業概要等（直近年度1ヶ年分の決算書の写しを含む。）

(5) 法人登記簿謄本の写し

(6) その他理事長が必要と認める書類

2 申請者は、継続事業として補助金の交付を受けようとする場合は、2年目以降についてもその都度、申請しなければならない。

3 第3条第1号の要件に該当する2以上の市内中小企業者等で構成されるグループ又は同条第2号に規定する者が補助事業を行おうとする場合は、代表となる市内中小企業者等を選定し、その代表が申請等を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、前条の申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業変更承認申請書（別記様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（別記様式第7号）

(2) 研究開発成果報告書

(3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの

(4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 理事長は、前条の報告書の提出があった場合、その内容を審査し、補助事業の成果及び内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付額確定通知書（別記様式

第8号)により補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払い)

第12条 補助事業者は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付決定日以後において、一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金概算払請求書(別記様式第9号)により補助金の概算払いを請求することができる。この場合において、理事長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いによる補助金を交付することができる。

(財産の処分制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した機械装置及び工具器具を、理事長の承認を受けずに、他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業が完了した年度の翌年から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

2 理事長は、補助事業者が前項の規定に違反したと認めた場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(工業所有権に係る届出)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年から5年以内に補助事業の成果について工業所有権を出願又は取得した場合は、理事長に届出を行わなければならない。

(書類等の保管義務)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る書類、帳簿等を、補助事業が完了した年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	内訳
原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
機械装置及び工具器具費	機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
共同研究開発費	大学等に支払う共同研究開発費
委託費	検査、分析、調査等の外部への委託に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
技術導入費	技術指導の受け入れに要する経費
工業所有権の導入等経費	特許等工業所得権の導入、調査に要する経費
旅費	調査等を行うための旅費
その他	理事長が特に必要と認める経費

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター理事長

申請者 所在地
又は住所
氏名

一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付申請書

年度において一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 共同研究開発の名称
- 2 連携先の名称
- 3 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 補助事業に要する経費 円
- 5 補助申請額 円
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) 収支予算書（別記様式第3号）
 - (3) 契約書等
 - (4) 企業概要等（直近年度1ヶ年分の決算書の写しを含む。）
 - (5) 法人登記簿謄本の写し
 - (6) その他

事業計画書

共同研究開発の名称					
申請者の概要	名称				
	所在地				
	電話番号		FAX番号		
	業種				
	資本金・出資金		従業員数		
連携先の名称及び責任者等					
共同研究開発の目的					
共同研究開発の概要					
共同研究開発の役割分担					
共同研究開発の効果等					
事業費の総額					
経費の内訳	区分	金額(円)	区分	金額(円)	
	原材料費		技術導入費		
	機械装置・工具器具費		工業所有権の導入等経費		
	共同研究開発費		旅費		
	委託費		その他		
	外注加工費				
事業費計画(円)	区分	年度	年度	年度	合計
	事業費				
	補助対象経費				
	補助金				

大学等の意見書（交付申請時）

共同研究開発の名称	
大学等の意見	
名称・所在地等	
記入者（連絡先）	

別記様式第3号（第7条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
原 材 料 費		
機械装置・工具器具費		
共同研究開発費		
委 託 費		
外 注 加 工 費		
技 術 導 入 費		
工業所有権の 導入等経費		
旅 費		
そ の 他		
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

年 月 日

様

一般財団法人飛騨高山大学連携センター
理事長

一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 共同研究開発の名称
- 2 連携先の名称
- 3 交付予定額 円
- 4 交付条件等

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター理事長

申請者 所在地
又は住所
氏名

一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業変更承認申請書

年 月 日付で交付決定のありました一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業について内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター理事長

申請者 所在地
又は住所
氏名

一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定のありました一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 共同研究開発の名称
- 2 連携先の名称
- 3 交付予定額 円
- 4 添付書類
 - (1) 収支決算書（別記様式第7号）
 - (2) 研究開発成果報告書
 - (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
 - (4) その他理事長が必要と認める書類

大学等の意見書（実績報告時）

共同研究開発の名称	
大学等の意見	
名称・所在地等	
記入者（連絡先）	

収 支 決 算 書

1 収入

区 分	金額(円)	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出

区 分	金額(円)	摘 要
原 材 料 費		
機械装置・工具器具費		
共同研究開発費		
委 託 費		
外 注 加 工 費		
技 術 導 入 費		
工業所有権の 導入等経費		
旅 費		
そ の 他		
合 計		

※必要に応じ金額の内訳がわかる書類を添付すること。

年 月 日

様

一般財団法人飛騨高山大学連携センター
理事長

一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1 共同研究開発の名称

2 交付確定額

円

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター 理事長

請求者 所在地
又は住所
氏名

一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付けで交付決定のあった一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金について、一般財団法人飛騨高山大学連携センター産学金官連携促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり概算払いによる補助金を請求します。

記

補助金交付請求額	円
補助金交付決定額	円
補助金既交付済額	円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 農協・組合	本店・支店
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		